

|          |   |
|----------|---|
| 法律名      | 振動規制法   |
| 施行日      | 昭和 51 年 平成 15 年改正   |
| 目的       | 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。<br>( 第 1 条 )   |
| 対象者      | 著しい振動を発生する工場及び事業場、あるいは著しい振動を発生する建設作業を行う事業者  |
| 規制対象事業規模 | 振動を発生する機械の種別や出力等によって、規制基準が適用される。  |
| 規制内容     | <p>都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域など住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（指定地域）に関しては、昼間、夜間その他の時間の区分ごとに規制基準を定めており、指定地域内の工場の設置責任者は、規制基準を遵守しなければならない。（第 4 条、第 5 条）</p> <p>指定地域内に特定施設を設置する場合は、施設設置工事開始日の 30 日前までに以下の事項を市町村長に届けなければならない。（第 6 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名</li> <li>2 ) 工場又は事業場の名称及び所在地</li> <li>3 ) 特定施設の種類及び能力ごとの数</li> <li>4 ) 振動の防止の方法</li> <li>5 ) 特定施設の使用の方法</li> <li>6 ) その他環境省令で定める事項</li> </ul> <p>特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設であり、バイオマス関連では以下の機械が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 KW 以上）</li> <li>2 ) 木材加工機械（ドラムバーカー、チッパー（原動機の定格出力が 2.25 KW 以上）</li> </ul> |
| 対象資源分類   | 製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、<br>水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部  |
| 利用技術分類   | 飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料  |

|          |  |
|----------|--|
|          | 化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換   |
| ビジネスプロセス | 事業計画、施設計画、生産、運営管理（振動管理）  |
| 関連法      | <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p> <p>* ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合、公害防止統括者及び有資格である公害防止（主任）管理者の選任と届出が必要とされている。</p> |